

熊本県公報

号外 第30号
令和元年(2019年)
12月20日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (人事課) 3
- 熊本県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 4
- 熊本県税条例等の一部を改正する条例…………… (税務課) 4
- 熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例…………… (〃) 4
- 熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例…………… (〃) 5
- 熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (障がい者支援課) 5
- 熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (環境立県推進課) 5
- 熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例…………… (男女参画・協働推進課) 5
- 熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例…………… (〃) 6
- 熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例…………… (農産園芸課) 6
- 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例…………… (港湾課) 8
- 熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例…………… (警察本部生活環境課) 9

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。
 - (1) 火薬類取締法等に基づく事務のうち、火薬類の譲渡又は譲受けの許可等に関する事務(別表第13号関係)
移譲先：錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村
 - (2) 分収林特別措置法に基づく事務のうち、募集又は途中募集に係る分収林契約の変更の届出の受理に関する事務(別表第24号関係)
移譲先：熊本市、水俣市、天草市、芦北町、津奈木町
 - (3) 浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の使用の休止の届出の受理等に関する事務(別表第38号関係)
移譲先：人吉市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市、上天草市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町
- 2 分収林特別措置法の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(別表第24号、別表第30号、別表第38号関係)
- 3 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、2の一部は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次のとおり手数料の額を改定することとした。(第2条関係)
 - (1) 建築士免許手数料 19,300円から24,400円に改定
 - (2) 建築士試験受験手数料 17,900円から18,500円に改定
- 2 この条例は、令和2年3月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県税条例等の一部を改正する条例

1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 熊本県税条例（第15条、第100条の6、第105条の2関係）【第1条】
- (2) 熊本県収入証紙条例（第2条関係）【第2条】
- (3) 熊本県手数料条例（第2条関係）【第2条】

2 この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例

- 1 令和6年度を目途に熊本県水とみどりの森づくり税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる規定を加えることとした。（附則第8項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

- 1 令和6年度を目途に熊本県産業廃棄物税条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる規定を加えることとした。（附則第8項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方自治法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第7条関係）
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 電気事業における市房第一発電所及び市房第二発電所の発電設備の更新並びに阿蘇車帰風力発電所の廃止に伴い、関係規定の整備を行うこととした。（第3条関係）。
 - (1) 市房第一発電所の最大出力を15,600キロワットに改めることとした。
 - (2) 市房第二発電所の最大出力を2,400キロワットに改めることとした。
 - (3) 阿蘇車帰風力発電所を削除することとした。
- 2 地方自治法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第6条関係）
- 3 この条例は、次の(1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める日から施行することとした。
 - (1) 1(3) 公布の日
 - (2) 1(2) 令和2年2月29日
 - (3) 1(1) 令和2年3月24日
 - (4) 2 令和2年4月1日

◇熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。（第2条、第3条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

- 1 個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として指定されている法人の主たる事務所の所在地変更に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例

- 1 目的について定めることとした。（第1条関係）
- 2 用語の定義について定めることとした。（第2条関係）
- 3 基本理念について定めることとした。（第3条関係）
- 4 県の責務について定めることとした。（第4条関係）
- 5 採種団体の役割について定めることとした。（第5条関係）
- 6 指定種子生産者の役割について定めることとした。（第6条関係）
- 7 主要農作物の生産者の役割について定めることとした。（第7条関係）
- 8 普及すべき主要農作物の品種の決定方法について定めることとした。（第8条関係）
- 9 種子生産計画の策定について定めることとした。（第9条関係）

- 10 主要農作物の優良な種子の生産に適するほ場の指定について定めることとした。(第10条関係)
- 11 指定種子生産ほ場及び当該ほ場において生産された主要農作物の種子に係る審査について定めることとした。(第11条関係)
- 12 ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付について定めることとした。(第12条関係)
- 13 主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給の確保のために必要な助言及び指導について定めることとした。(第13条関係)
- 14 主要農作物の原種及び原原種の生産について定めることとした。(第14条関係)
- 15 種子産地強化計画の策定について定めることとした。(第15条関係)
- 16 稲品種の開発について定めることとした。(第16条関係)
- 17 財政上の措置について定めることとした。(第17条関係)
- 18 その他この条例の施行に関し必要な事項の決定方法について定めることとした。(第18条関係)
- 19 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 20 所要の経過措置を定めることとした。

◇熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

- 1 八代港に駐車場及び旅客乗降用施設を設けることに伴い、使用料の追加を行うこととした。(別表第1関係)
- 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

◇熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

- 1 風俗案内業者及び風俗案内業者が選任する管理者に係る欠格事由から成年被後見人及び被保佐人を削除することとした。(第4条、第13条関係)
- 2 風俗案内業者に係る欠格事由に、精神の機能の障害により風俗案内業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を加えることとした。(第4条関係)
- 3 風俗案内業者が選任する管理者に係る欠格事由に、精神の機能の障害により管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を加えることとした。(第13条関係)
- 4 その他規定の整理を行うこととした。(第4条関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第23号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第13号市町村等の欄中「津奈木町」の次に「、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村」を加える。

別表第24号事務の欄(3)中「第7条第3項」を「第8条第3項」に改め、同欄(5)中「第8条」を「第9条」に改め、同欄(5)を同欄(6)とし、同欄(4)中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同欄(4)を同欄(5)とし、同欄(3)の次に次のように加える。

(4) 法第7条の規定による届出の受理に関する事務

別表第30号事務の欄(17)中「(法第65条第3項において準用する場合を含む。)」を削る。

別表第38号事務の欄(18)中「(16)」を「(18)」に改め、同欄(18)を同欄(20)とし、同欄(17)中「(16)」を「(18)」に改め、同欄(17)を同欄(19)とし、同欄中(16)を(18)とし、(12)から(15)までを2ずつ繰り下げ、同欄(11)中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同欄(11)を同欄(13)とし、同欄(10)の次に次のように加える。

(11) 法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出の受理に関する事務

(12) 法第11条の2第2項の規定による使用の再開の届出の受理に関する事務

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第24号事務の欄(3)の改正規定、同欄(4)の改正規定(「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める部分に

限る。)及び同欄(5)の改正規定(「第8条」を「第9条」に改める部分に限る。)並びに同表第30号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの行為の法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第24号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第221号中「第4条第2項」を「第4条第3項」に、「19,300円」を「24,400円」に改め、同項第222号中「17,900円」を「18,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年3月1日から施行する。
- 2 建築士法(昭和25年法律第202号)第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者であつて、この条例の施行の日前に知事が行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格したものに対する改正後の第2条第1項第221号の規定の適用については、同号中「24,400円」とあるのは、「19,300円」とする。

熊本県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第25号

熊本県税条例等の一部を改正する条例

(熊本県税条例の一部改正)

- 第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。
第15条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。
第100条の6第5項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改める。
第105条の2中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改める。
(熊本県収入証紙条例及び熊本県手数料条例の一部改正)
- 第2条 次に掲げる条例の規定中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。
(1) 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)第2条第1号
(2) 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)第2条第1項第273号ア

附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第26号

熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例

熊本県水とみどりの森づくり税条例(平成17年熊本県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 知事は、令和6年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第27号

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

8 知事は、令和6年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第28号

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第29号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イの表市房第一発電所の項中「15, 100キロワット」を「15, 600キロワット」に改め、同表市房第二発電所の項中「2, 300キロワット」を「2, 400キロワット」に改め、同表阿蘇車帰風力発電所の項を削る。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第2項第1号イの表阿蘇車帰風力発電所の項を削る改正規定 公布の日

(2) 第3条第2項第1号イの表市房第二発電所の項の改正規定 令和2年2月29日

(3) 第3条第2項第1号イの表市房第一発電所の項の改正規定 令和2年3月24日

(4) 第6条の改正規定 令和2年4月1日

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第30号

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例（平成26年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条第1項中「第37条の2第3項」を「第37条の2第12項」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第31号

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例
熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成26年熊本県条例第77号）の一部を次のように改正する。

本則の表NPO法人くまもと未来ネットの項中「熊本市中央区大江本町6番24号」を「熊本市東区江津一丁目7番17号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第32号

熊本県主要農作物種子の生産及び供給に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、主要農作物の種子の生産及び供給に関し、基本理念を定め、県の責務並びに採種団体、指定種子生産者及び主要農作物の生産者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主要農作物 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆（いずれも食用又は酒造用に供されるものに限る。）をいう。
- (2) 優良な種子 主要農作物の種子のうち、その発芽率が高く、異物の混入が微量であること等第11条第5項の審査の基準に適合するものをいう。
- (3) 採種団体 主要農作物の種子の生産及び供給に関する事項について、県及び農業者、農業者が組織する団体その他の関係者と協議等を行い、当該種子の生産及び供給に係る業務を行う団体をいう。
- (4) 指定種子生産ほ場 譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場で、知事が指定したものをいう。
- (5) 指定種子生産者 指定種子生産ほ場を経営する者をいう。
- (6) ほ場審査 指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。
- (7) 生産物審査 指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。

（基本理念）

第3条 主要農作物の種子の生産及び供給は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 主要農作物の品質の維持を図るため、その優良な種子の安定的な生産及び供給を確保すること。
- (2) 主要農作物の種子の産地の維持及び強化を図ること。この場合において、これまで培われてきた当該種子の生産に関する技術が失われないとともに、地域の気候及び風土の特性に配慮すること。
- (3) 主要農作物の優良な種子の重要性に対する理解を深め、県並びに採種団体、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者及び県民の相互理解の増進を図ること。

（県の責務）

第4条 県は、前条の基本理念（次条から第7条までにおいて「基本理念」という。）にのっとり、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給の確保に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、採種団体、指定種子生産者及び主要農作物の生産者と連携して前項の施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（採種団体の役割）

第5条 採種団体は、基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給の確保に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（指定種子生産者の役割）

第6条 指定種子生産者は、基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の生産に必要

- な知識及び技術の向上を図り、当該種子を安定的に生産するよう努めるものとする。
(主要農作物の生産者の役割)
- 第7条 主要農作物の生産者は、基本理念にのっとり、優良な主要農作物を消費者に供給するため、主要農作物の優良な種子を優先して使用するよう努めるものとする。
(普及すべき主要農作物の品種の決定)
- 第8条 知事は、主要農作物の品種のうち、別に定める基準に適合するものを、県内において普及すべき品種として決定するものとする。
2 知事は、前項の規定による決定をするに当たっては、必要な試験を行うものとする。
(種子生産計画の策定)
- 第9条 知事は、毎年度、前条第1項の規定により決定した主要農作物の品種を対象として、主要農作物の種子の生産に関する計画(以下この条、次条第1項及び附則第3項において「種子生産計画」という。)を策定するものとする。
2 種子生産計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) 主要農作物の種子の種類別の需給の見通しに関する事項
(2) 指定種子生産ほ場の面積に関する事項
(3) 前2号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の生産に関し必要な事項
3 知事は、種子生産計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
4 前項の規定は、種子生産計画の変更について準用する。
(ほ場の指定)
- 第10条 知事は、種子生産計画に基づき、主要農作物の優良な種子の生産に適すると認めるほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。
2 その経営するほ場について前項の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
(審査)
- 第11条 指定種子生産者は、その経営するほ場についてほ場審査を受けなければならない。
2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。
3 ほ場審査及び生産物審査(以下この条及び次条において「審査」という。)は、指定種子生産者の請求によって行う。
4 知事は、指定種子生産者から前項の請求があったときは、当該職員又は知事が審査員として委嘱した者に、審査をさせなければならない。
5 審査の基準及び方法は、種苗法(平成10年法律第83号)第61条第1項に規定する基準に準拠して知事が定める。
6 第4項の規定による審査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(ほ場審査証明書等の交付)
- 第12条 知事は、審査の結果、当該主要農作物又はその種子が前条第5項の審査の基準に適合すると認めるときは、同条第3項の請求を行った者に対し、ほ場審査証明書又は生産物審査証明書を交付しなければならない。
(指導等)
- 第13条 知事は、採種団体及び指定種子生産者に対し、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給の確保のために必要な助言及び指導を行うものとする。
(原種及び原原種の生産)
- 第14条 知事は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほの設置等により、指定種子生産ほ場において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保が図られるよう主要農作物の原種及び原原種の生産を行わなければならない。
2 知事は、県以外の者が経営するほ場において前項の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認めるときは、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。
3 第10条第2項の規定は前項の指定について、第11条から前条までの規定は同項の指定原種ほ又は指定原原種ほにおける主要農作物の原種又は原原種の生産について準用する。
(種子産地強化計画の策定)
- 第15条 知事は、将来にわたって主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を確保するため、県内における当該種子の産地の生産体制を強化する計画(以下この条において「種子産地強化計画」という。)を策定するものとする。
2 種子産地強化計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) 指定種子生産者及び指定種子生産ほ場の確保に関する事項
(2) 主要農作物の優良な種子の生産技術に関する事項
(3) 主要農作物の優良な種子の生産に係る施設及び設備に関する事項
(4) 前3号に掲げるもののほか、主要農作物の種子の産地の生産体制の強化に関し必要な事項
3 知事は、種子産地強化計画を策定しようとするときは、採種団体、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者の意見を聴くものとする。
4 第9条第3項及び第4項の規定は、種子産地強化計画について準用する。

(稲品種の開発)

第16条 知事は、これまで県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、地域の気候及び風土に適した稲の品種を開発するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給の確保に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事が県内において普及すべき品種として決定している主要農作物の品種は、第8条第1項の規定により決定された品種とみなす。

3 この条例の施行の際現に知事が策定している主要農作物の種子の生産に関する計画であって第9条第2項各号に掲げる事項を定めたものは、同条第1項の規定により策定された種子生産計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に知事によって主要農作物の優良な種子の生産に適するほ場として指定を受けているほ場は、第10条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場とみなす。

5 平成31年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において知事が行う主要農作物の優良な種子又は原種を生産するほ場における主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等の審査を受けたほ場は、第11条第1項(第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定によりほ場審査を受けたものとみなす。

6 平成31年4月1日から施行日の前日までの間において知事が行う主要農作物の優良な種子又は原種を生産するほ場における当該種子又は原種の発芽の良否、不良な種子又は原種及び異物の混入状況等の審査を受けた主要農作物の種子又は原種は、第11条第2項(第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定により生産物審査を受けたものとみなす。

7 この条例の施行の際現に知事から交付されている主要農作物又はその種子若しくは原種が知事が定める基準に適合している旨の証明書は、第12条(第14条第3項において準用する場合を含む。)の規定により交付されたほ場審査証明書又は生産物審査証明書とみなす。

8 この条例の施行の際現に知事によって主要農作物の原種が適正かつ確実に生産されるほ場として指定を受けているほ場は、第14条第2項の規定により指定された指定原種とみなす。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第33号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例

熊本県港湾管理条例(昭和41年熊本県条例第42号)の一部を次のように改正する。

別表第1岸壁、栈橋、浮栈橋及び物揚場の部の次に次のように加える。

駐車場	八代港国際旅客船 拠点駐車場	国際旅客船 乗客用観光 バス1台当 たり1日に つき	2,000	00	
-----	-------------------	--	-------	----	--

別表第1中「熊本港」1回につき「79200」を「熊本港
八代港」

	1回につき	792	00
	1基当たり 1回につき	11,000	00

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第34号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第4条第8号中「第6号」を「第7号」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 精神の機能の障害により風俗案内業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第13条第3項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 精神の機能の障害により管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。